

特記仕様書

- ・委託名：測量調査委託（台方地内線）
- ・委託箇所：成田市台方地先
- ・履行期間：令和9年3月19日迄

第1章 総則

1. 業務の目的

本委託業務（以下、業務という）は、本仕様書に基づき、別添位置図に示す対象路線について、道路改良工事を実施するための用地取得等に必要な測量調査及び、資料作成を行うことを目的とする。

2. 仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。但し、本仕様書に記載の無いものは、原則として千葉県「測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書」及び「千葉県公共測量作業規程」に従うものとする。

3. 準拠する法令等

業務の施行にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令・規程に基づいて実施するものとする。

- （1）測量法（昭和24年法律第188号）
- （2）千葉県公共測量作業規程（平成28年国土交通省公共測量「作業規程の準則」）
- （3）その他関係法令並びに諸規則等

4. 業務の概念

本業務を施行するにあたっては、発注者の意図及び目的を十分理解した上で経験と知識を有する主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確丁寧にこれを行わなければならない。

5. 業務の指示及び監督

（1）本業務受託人（以下「受注者」という。）は、業務を施行するにあたり、当該契約に基づき、発注者が定める調査職員と密に連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

（2）受注者は、本業務に着手するときは、各作業の基本方針について、発注者と協議するものとする。

6. 情報管理及び情報保護対策

本業務で取扱う情報については、個人情報のもとより、発注者より貸与された全ての資料及び情報を適正に管理しなければならない。

7. 実施計画等

受注者は、本業務の内容・工程・納期等を充分考慮し、適切な人員を編成して、作

業計画及び作業に必要な機器・材料等の準備を行うものとする。

8. 工程表・管理技術者

受注者は、本業務にあたり業務工程表について、所定の期間に書面をもって提出し、調査職員の承諾を受けなければならない。

9. 官公庁等の手続き

本業務に必要な関係官公庁等に対する手続きは、調査職員と打合せの上、受注者においてその手続きをしなければならない。

10. 土地の立ち入り

受注者は、測量業務の実施にあたり、私有地に立ち入る場合は、身分証明書を随時携帯し、地元住民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないよう充分留意しなければならない。

11. 損害の負担

(1) 契約目的物の引渡し前に生じた契約目的物及び貸与物件に係わる損害については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による損害については、この限りでない。

(2) 受注者は、委託業務の処理にあたり、または、この契約に違反した事により、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、その責めを負わなければならない。ただし、その損害が天災地変、その他不可抗力による場合は、その負担につき発注者と受注者が協議して定める。

12. 事故の防止

現地測量及び調査は、事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法令を守り、円滑にこれを行わなければならない。事故損傷等が生じた場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

13. 疑義

受注者は、業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

14. 成果品に対する責任の範囲

受注者は、業務完了後といえども、受注者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品の訂正、報告を行わなければならない。これに要する経費は、受注者の負担とする。

15. 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、すべて発注者とする。受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

16. 秘密の保持

受注者は、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の履行に用いた資料を、発注者の承諾を得て使用する場合を除き、転写又は閲覧もしくは貸し出しを行ってはならない。

17. 貸与資料

本業務実施にあたっては、発注者の所有する必要な資料を貸与するものとする。なお、貸与された資料については、万全の注意を払い管理し、業務完了後は、直ちに返却するものとする。

18. 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間（1回）、納品時を原則として行うものとする。

19. 成果品の検査

- (1) 受託者は、業務完了後に発注者による成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

20. 納期

納期は、業務着手の日より令和9年3月19日迄とする。なお、納期内であっても業務のうち完成したものについて提出を求める場合がある。

21. 納入場所

本業務による成果品の納入場所は成田市土木部土木課とする。

22. 引渡し

審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、成田市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

第2章 用地測量業務

1. 業務内容及び目的

本業務の作業内容については、以下のとおりとする。なお、業務上必要と認められる作業が生じた場合は、監督職員との協議を行い変更することができる。

路線名	作業内容	数量	備考
台方地内線	測量調査業務		
	4級基準点測量	4(点)	
	現地測量	0.35(ha)	
	用地測量	0.35(ha)	
	資料調査	1(式)	

2. 現地（地形）測量（現況平面図作成）

現地測量では、等高線等の地形表示の他、既存建物及び工作物・電柱・主要な地下埋設物・マンホール等、道路実施設計を行う上で必要な情報の位置を測定するものとする。

3. 作業計画

作業着手前に、作業の方法、使用する主要な機器、要因、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とする。

4. 資料調査

受託者は、公図等調査を行う場合に、それに関連する資料の収集、地積測量図の有無についての調査、公図等転写連続図・土地台帳・土地所有者住所録の作成も併せて行う。

5. 復元測量

（１）復元測量とは、境界確認に先立ち、地積測量図等に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は復元するべき位置に仮杭（以下、「復元杭」という。）を設置する作業をいう。

（２）受注者は、収集した地形測量図等の精度、測量年度等を確認し、その結果に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。

（３）受注者は、境界杭に亡失、異常等がある場合は、復元杭を設置するものとする。

（４）受注者は、復元杭の設置等を行う場合は、関係権利者への事前説明を実施するものとする。

6. 境界確認

（１）境界確認とは、現地において一筆ごとに土地の境界（以下「境界点」という。）を確認する作業をいう。

（２）境界確認は、復元測量の結果、公図等転写図、土地の登記記録調査等に基づき、

現地において関係権利者立会の上、境界点を確認し、所定の標杭を設置することにより行うものとする。

(3) 受注者は、調査区域内の画地の全ての境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

(4) 受注者は、調査区域内及び区域に隣接する土地所有者等の権利者の立会いを求めなければならない。

(5) 受注者は、測量区域内の土地等で、画地の境界を確認するため必要と認められる権利者について、一覧表を作成するものとし、監督職員と立会日時、立会通知等の準備を行わなければならない。

(6) 受注者は、作成した一覧表に基づき権利者を現地に招集し、境界立会を行うものとする。

(7) 受注者は、立会の結果、権利者の同意が得られたときは、確認を行った者全員から土地境界立会確認書に署名押印を受けるものとする。土地境界立会確認書には境界確認の結果を図化したものを添付し、権利者に対し割印を求めるものとする。また、登記作業に必要な既設の杭（木杭は除く）の写真及び撮影方向がわかる平面図を提出しなければならない。

7. 境界測量

現地において境界点を測定し、その座標値等を求めるために、4級以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置しそれに基づいて行うことができる。

現地で境界点を測定した結果に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。

地積測量図・道路査定図等、全ての境界に関する確定要素を必ず事前に確認し、作業に入ること。

8. 境界点間測量

境界測量を終了した時点で行い、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量で計算された距離と比較することにより行うものとする。

9. 面積計算

境界測量の成果に基づき、各筆等の取得用地及び残地の面積を算出する。算出方法としては、原則として、座標法又は数値三斜法によるものとする。

10. 用地実測図原図等の作成

今までの結果に基づき、用地実測図及び用地平面図を作成するものとする。

用地実測図原図は、境界点等を図紙に展開して作成するものとし、用地平面図は、用地実測図原図の境界点等必要項目を透写し、現地において建物等の必要項目を測定描画して作成するものとする。

1 1. 成果品

1) 各測量計算諸簿

目次を付けてまとめる。(A 4 版)

2) 座標一覧表

座標一覧表は、基準点・中心線・用地境界についてそれぞれで作成及び、取りまとめるものとし、縮小図面を添付した上、成果品に織り込む(A 4 版)。

3) 測量原図

作成する図面は原則として全て A 1 とするが、A 3 印刷時でもそのまま使用できるよう、それぞれの縮尺を図面に明記する。また、文字サイズについては、A 3 図面で確認できるよう「5. 0」以上を使用することとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。なお、次の項目(記載は A 1 の縮尺)に分けて作成するものとし、出来るだけ無駄の無いよう配置すること。

- ・位置図(1/2500)・用地平面図(1/500)・用地実測図(1/500)
- ・公図転写連続図(1/500)

4) 提出物及び部数

- ・計算諸簿 1 部 ・座標一覧表 2 部 ・測量原図 1 式
- ・すべての項目を電子媒体(CD-R 等)に保存したもの 2 枚
- ・データ形式は(P 2 1, DWG, PDF)の3種類とする。

なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上決定すること。